

連載 **エッセイ** ふひょうり いちどろり
No.12 **浮萍 一道 開く**

● NPO法人ホップ
障害者地域生活支援センター

代表理事 竹田 保

長く降り積もっていた雪も溶け、ようやく春めいた暖かい日々となった。普段、電動車いすを使用していると冬期間は巣籠りに近い生活をしている。ようやく、暖かい晴れた日には近所をぶらぶらして、散歩に出かけられる時期となった。

自分のような筋疾患だと気温変化により身体の動きがぎくしゃくする。気温の低い日や風の強い日には手指の力が入らず、思うように動けない。陽気な穏やかな日を満喫できるこの時期は貴重な。

以前にも増して、換気を兼ねて、窓を開ける機会も多くなった。耳ざわりだった車の騒音、風に吹かれてざわめく草木、時々聞こえる選挙カーのウグイス嬢の声、すべての音にも季節を感じる。

今年の秋口には、衆議院選挙が行われるが、自分が住んでいる地域は、春に衆議院補欠選挙が行われ、秋には任期満了に伴う選挙も行われる。

最近、外気温に関係なく動きが緩慢になり、候補者名を手書きできるか心もとなくなってきた。貴重な権利行使の機会、散歩がてら、思いきって期日前投票で、代筆をお願いした。

「投票所 月より遠く 寝たつきり」高校生の頃に初めて知った。2016年から満18歳以上の日本国民には不在者投票を含めて投票件が認められているが、1975年に郵便投票による在宅投票制度が復活するまでは重度の在宅障害者は実質的に投票機会が失われていた。

1998年の参議院選挙の時から2005年の衆議院選挙の頃まで投票所のバリアフリーを働きかけたことがある。当時は、障害者、難病患者や高齢者など投票できない人も多く、郵便による点字投票も認められず、制度周知を含めて選挙権行使には大きな課題があった。

また、投票所の多くは学校の体育館や地域の

公民館、集会所等が一時的に使用されることが多いが、災害発生時には避難所として使用することも多い。投票所のバリアフリーを進めることは、参政権、生存権など基本的人権の尊重、保障には欠かせない。

北海道内では、多くの投票所で私たちが求めてきた建物の段差解消などのハード面だけではなく、選挙公報の点字化や政見放送、街頭演説の手話通訳など様々なバリアフリーが進み当事者が候補者の主張を知り投票できるようになった。

投票用紙に字が書けなくても、投票所で申し出て代筆による投票が可能となった。今回、自分も代筆記載投票を利用した。

代理記載は選挙管理者が指名した代理人で、家族や介助者の代筆は事実上認められない。このため、投票所の入口で代筆を申し出ると、2名の職員がでてきた。それぞれの役割は、代理記載者と監視人のようだ。付き添いのヘルパーには、投票所出入り口で待機してもらった。

投票の秘密、投票者の確認がどうなるのか？興味を持ちながら進んだ。受付で、ハガキを渡して氏名の確認を受け、代理記載の申し出を行ない、投票用紙の交付を受け記載台へと向かった。代理記載者からどなたに投票するのか？投票者が決まっているのか？と聞かれた。決まっていると伝えたら、誰ですかと聞かれ記載した。記載内容を確認してから、内折りした後に投票し、投票終了。声を出して意中候補を伝えるのは多少、違和感を持ったが全体的にスムーズに終えることができた。

参政権保障は、国民として認められているかどうかのバロメーターだ。従来、選挙での不正防止に囚われ、障害者の参政権確保に向けた取り組みは遅れがちだった。

福祉政策が進まない背景には、障害者などの参政権が確保されず、国の政策決定過程に当事者の声が反映されにくい。多くの障害者が投票し、政治に参加することで、社会は確実に変わると思う。

外出自粛が求められているが、天気の良い日にはぶらぶらしてご近所散歩を楽しみたいと思う。